

一般廃棄物等収集運搬処理業務委託見積仕様書

以下のとおり、学校から排出される事業系一般廃棄物（可燃ゴミ）、ダンボールの収集運搬処理を実施すること。

1 収集対象校

(1) 千葉市立小学校等（学校の内訳・予定数量は別紙のとおりとする。ただし、事業場所以外でも協議により処理を依頼することができる。）

中学校の給食系ダンボールについては、学校と協議の上、必要に応じて収集すること。

(2) 収集場所については、1校で事務系及び給食系と2か所になるが、詳細については学校と協議をすること。

2 品目及び収集回数

(1) 可燃ゴミ

週2～3回の収集とする。

ただし、夏季期間や祝日等により収集回数がそれ以下になる場合については、学校と協議の上、必ず学校の承認を得ること。

(2) ダンボール

月1～4回程度の収集とする。

(3) その他

回数及び日時については、学校と協議・調整すること。他に必要があれば別途指示する。

3 収集量の確認と請求

事務系及び給食系とに分けて、事業系一般廃棄物管理票（マニフェスト伝票）を使用する。

(1) 廃棄物受領時に、管理票の所定欄に署名し、5枚の内の1枚（A票）を学校に渡すこと。

(2) 残りの4枚（B票、C票、D票、E票）を廃棄物とともに、一般廃棄物（可燃ゴミ）は市（一般廃棄物受付）、それ以外は処理業者に渡すこと。（自社で処理できる場合は適正に処理すること。）

(3) 処理終了後、C票については5年間保管する。D票は速やかに学校に渡すこと。

(4) E票を1ヶ月分まとめ、完了届及び請求書とともに学校施設課（事務系）、保健体育課（給食系）へ提出すること。

(5) 請求金額に円未満の端数が出た場合は切捨てとする。

4 見積金額について

(1) 市処理施設搬入手数料を含めた可燃ごみ、ダンボールのそれぞれの1kg当たりの税抜き単価（少数点第2位までとする。）に予定数量（kg）を乗じた額を合わせた総額を見積書に記載すること。

(2) 総額については、円未満の端数は切捨てとする。

5 その他

収集場所のごみの飛散等に留意し、収集漏れのないようにすること。

6 使用する自動車について

使用する自動車については次のとおりとする。

(1) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること

(2) 履行の確認に関することについては次のとおりとする。

適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証の提出を求められた場合には、速やかに提示又は写しを提出すること